

再 審 請 求 書 (概要)

令和2年11月13日

熊本地方裁判所 御中

再審請求人代理人 弁護士 徳 田 靖 之

外36名

本籍 熊本県●●●●

最後の住所 熊本刑務所菊池医療刑務支所

有罪判決を受けた者 ● ● ● ●

●●年●月●日生れ

上記の者に対する殺人、単純逃走被告事件について熊本地方裁判所が昭和28年8月29日に言い渡した有罪の確定判決に対し、再審の請求をする。

なお、この再審請求は、別紙再審請求人目録記載の再審請求人らが、司法に対する請願権（憲法16条）の行使として行う国民的再審請求である。

再審請求人 別紙再審請求人目録記載のとおり

代理人 別紙代理人目録記載のとおり

請求の趣旨

熊本地方裁判所が、昭和28年8月29日、上記の者（●●●●）に対する殺人、単純逃走被告事件について言い渡した有罪の確定判決に対し再審を開始する。との決定を求める。

請求の理由

【目次】

序章	はじめに.....	4
第1章	事件の概要と死刑執行に至るまでの経緯の特異性.....	7
第1	事件の概要と背景としてのハンセン病隔離政策.....	7
1	事件の概要と経緯.....	7
2	背景としてのハンセン病隔離政策	
第2	「特別法廷」における審理の特異性	
1	はじめに.....	12
2	「特別法廷」の審理場所の特異性.....	12
3	「特別法廷」における審理の特異性.....	13
第3	事件本人による再審請求から死刑執行までの経緯の特異性.....	15
1	事件本人による再審請求の経緯.....	15
2	事件本人に対する死刑の執行状況とその特異性.....	16
3	小括.....	18
第2章	本件再審請求に至るまでの経過	
第1	死刑執行後の遺族のおかれた状況.....	18
1	遺族は事件本人の無実を確信して再審請求のために尽力していたこと.....	18
2	偏見差別を恐れて再審請求を行うことができないこと.....	19
第2	「らい予防法」違憲国賠訴訟判決の意義と検察官に対する再審請求要請.....	20
1	「らい予防法」違憲国賠訴訟判決の意義.....	20

2	判決後の国の対応	20
3	検察官に対する再審請求要請	21
第3	最高裁判所による「特別法廷」調査報告と残された課題	21
1	最高裁判所に対する調査要請	21
2	最高裁調査報告書の歴史的な意義	21
3	最高裁判所調査報告書の限界	22
第4	検察官による再審請求権限の不行使と国賠訴訟	24
1	検察官が菊池事件について再審請求しなかったこと	24
2	国賠訴訟の提起.....	24
3	菊池事件の審理が憲法違反であると裁判所が認定したこと	24
第5	本件再審請求に至る経緯	27
1	検察官に対する再度の再審請求要請.....	27
2	本件再審請求.....	27
第3章	再審事由の存在.....	28
第1	はじめに.....	28
第2	憲法的再審事由による再審開始が認められるべきこと	29
1	憲法的再審事由が認められることは、憲法的秩序の論理的帰結であること	30
2	明文の規定がないことは、憲法的再審事由を否定する論拠にならないこと	30
3	刑事訴訟法405条、第454条との対比	32
4	現行法においても、手続的な再審事由等が規定されていること	35
5	諸外国における憲法的再審事由の状況との対比	38
第3	菊池事件の審理には、重大な憲法違反が認められること	39
1	令和2年熊本地裁判決の判旨とその意義.....	39
2	菊池事件の審理における憲法違反が重大かつ深刻であること	43

第4	憲法違反の審理が有罪判決を導いたものであること	44
1	はじめに	44
2	確定判決の証拠構造の脆弱性と弁護活動の懈怠の背信性	45
第5	事件本人は、無実であること	51
1	確定判決の証拠構造とその脆弱性	51
2	新証拠としての法医学鑑定の概要とその立証命題	54
第4章	国民的再審請求権	66
第1	はじめに	66
第2	検察官の再審請求権限の法的意義とその不行使に対する是正措置の必要性	67
1	検察官の再審請求権限の趣旨・目的とその不行使が意味するもの	67
2	確定判決にどのような再審事由が認められた場合に、代替制度が必要となるのか	69
第3	請願権の行使としての国民的再審請求権	70
1	主権者たる国民の憲法上の権能について	70
2	請願権の憲法上の意義	72
3	国民的再審請求権は請願権の行使であること	75
終章	菊池事件の再審開始は、すべての法律家の責務であること	75

【本文】

序章 はじめに

「私たちは、一人の人間として、憲法違反の死刑判決を放置することはできません」

私たち請求人にとっては、裁判所は、憲法の守り人であり、その裁判所が、

憲法違反を犯すなどということは、あり得ないことだと信じてきました。

その意味で、最高裁判所裁判官会議が、2016年4月に、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表するに際して、「国民の基本的人権を守るべき立場にありながら」憲法に違反するような誤った運用を続けたとして、お詫びする旨の談話を明らかにしたことは、私たちにとっては衝撃的な出来事でした。

談話に込められた、真摯で痛切極まる言葉の数々は、最高裁判所が、自らが犯した過ちの重大さを深刻に認識し、二度とこのような過ちを犯してはならないとの強い決意を示すものであり、すべての法曹関係者が、この談話の趣旨に沿って、自らが犯した過ちを検証し、被害回復のために全力を傾けることになるはずだと信じました。

本請求書の第1章以下で詳述するとおり、菊池事件は、最高裁判所裁判官会議の談話の趣旨に従って、最優先で見直されるべき事案であり、私たちは、公益の代表者であるはずの検察官が、直ちに再審請求するものと信じて疑いませんでした。公益を代表するとは、この社会を構成する私たちの思いなり意見を代表することだと思ったからです。

しかしながら、検察庁は、動こうとはしませんでした。

こうした事態に危機感を抱いた、ハンセン病病歴者を代表する人たちが、検察官の対応を、国家公務員としてあるまじきことだとして提訴した国家賠償訴訟において、令和2年2月26日、熊本地方裁判所は、菊池事件における特別法廷による審理は憲法違反であることを明確に認めました。

判決では、菊池事件の審理は、ハンセン病患者であることを理由とした合理性を欠く差別であって、憲法14条1項に違反するものであり、ハンセン病に対する偏見・差別に基づき人格権を侵害したのものであるとして、憲法13条違反でもあることを明確に示した上で、傍聴不可能な場所を開廷場所に指定した点についても、憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがあることを指

摘する画期的なものでした。

この熊本地方裁判所の判断は、刑事事件の法廷における審理が、被告人の人間としての尊厳を損なうことなく行われるべきであるという当然の原理を、わが国の裁判史上初めて明らかにするとともに、菊池事件においては、こうした憲法違反の審理によって、1人の人間の命が奪われてしまったのだということ、改めて浮き彫りにしたのです。

同時に、この判決は、検察庁が、菊池事件について、再審請求しないとする理由として掲げた項目の正当性を、裁判所が、ことごとく否定したことをも意味していました。

ですから、私たちは、今後こそ、検察官は、公益の代表者として、菊池事件について、再審請求するはずだと確信していました。

しかしながら、検察庁は、今日まで、この違憲判決によって、命が奪われてしまったという深刻極まる状態を是正しようとはしていません。

このことは、司法によるハンセン病に対する偏見・差別という憲法違反の状態が、今後も放置され続けることを意味します。

私たちは、公益とは何であるのか。公益を代表するはずの唯一の国家機関である検察官が、何らの行動をとらないという異常な事態が生じた場合に、この国に生き、この国で暮らす者として、何をすべきなのかを、一人の人間として考えざるを得ませんでした。

そして、ここに、一人の人間として、国の犯した過ちを放置することはできないと考え、私たち一人一人が、憲法12条によって、憲法秩序の回復に努めべき責務を課せられているとの自覚の下に、事件本人の人間としての名誉と尊厳を取り戻すべく、その最終手段として、憲法16条が保障する請願権にたどり着きました。

裁判所が、1000名を超える私たち請求人らの切実な思いを正面から受け止め、本請求書の第1章以下を熟読され、早急に、再審開始決定をされるよう、

切に望む次第です。

第1章～第4章 (略)

終章 菊池事件の再審開始は、すべての法律家の責務であること

最高裁判所は、ハンセン病隔離政策の一環として、菊池事件をはじめとするハンセン病患者の刑事事件に対して、隔離施設であるハンセン病療養所等に「特別法廷」を設置する許可を出し続ける等して、ハンセン病に対する偏見・差別を作出・助長してきた。

ハンセン病「特別法廷」に関する最高裁調査報告書によれば、「特別法廷」は、95件開廷されたことが明らかにされている。このことは、少なくとも、95人以上の裁判官と検察官そして弁護人が、この法廷での審理に関与したことを意味しているが、誰一人として、このような「法廷」で審理することに、異を唱えた者はいない。

否、この最高裁調査報告書は、最後の「特別法廷」の開廷から50年、「らい予防法」を違憲とする熊本地裁判決から15年という年月を経て公表されたものであるが、これ以前の段階で、最高裁判所も最高検察庁も日本弁護士連合会も、この「特別法廷」に関して、調査、検証を行うことはしていないし、反省なり謝罪の意思を表明したこともない。

最高裁判所裁判官会議が、異例の談話を公表し、「国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことにつき、司法行政を担う最高裁判所裁判官会議としてその責任を痛感します」とまで述べて、痛切極まる謝罪の意を明らかにしたのは、このことを深刻に認識したからにはほかならない。

こうした最高裁判所の真摯な姿勢に対しては、最高検察庁も日本弁護士連合会も、等しく、同様な姿勢を表明しているところである。

しかしながら、こうした法曹三者の対応には、次のような看過し得ない誤りがあると指摘せざるを得ない。

第1には、その反省において、何故に、かくも長きにわたって、過ちを放置し続けてきたのかという点に関する、原因の究明がなされていないということである。

この自浄能力の欠如を自覚し、是正しない限り、失われた司法に対する信頼感が、真の意味で回復することはない。

第2は、こうした誤った、違憲・違法な法廷で裁かれてしまったという被害の回復のために、どういう対応をすることが求められるのかということについての提言が全くないということである。

誤った裁判による被害の回復は、その裁判が確定している以上、再審以外にはない。このことは、法曹である限り、誰もが否定し得ない哲理というべきものである。法曹三者が、「特別法廷」について、真に反省しているというのが事実であるならば、「特別法廷」で裁かれた95件の裁判のすべてについて、再審を開始し、その裁判のやり直しをすべきであることは、誰もが否定できないところであるはずである。

そして、この菊池事件は、その95件の裁判のうちで、唯一、裁かれた当事者が、憲法違反の特別法廷において死刑判決を受け、再審請求に及んでいた事件であり、今、こうして、請求人らによって、再審請求すべきであるとの請願がなされるに至っている。

この請求に真摯に向かい合い、再審開始することは、わが国の司法に身を置くすべての者にとっての責務である。

請願法5条は、これを受理し、誠実に処理すべきことを定めている。裁判所が、同法の趣旨にのっとり、法曹としての責務を果たすべく、早急に再審開始決定を行うことを切に望む次第である。

以上